

担当課に提出する書類について

1 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の加入について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るための制度であります。

本市においても、大野城市建設工事執行規則第18条の規定により契約者が建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用するときは、建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を契約締結後、30日以内に「建設業退職金共済組合掛金収納報告書」により、発注者用掛金収納書を工事担当課に提出してください。

1-1 共済証紙購入について

共済証紙の購入については、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入してください。

なお、的確な把握が出来ない場合は、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別表）」を参考とし、当該数値に

対象工事における労働者の建退共制度加入率

70%

を乗じてください。

2 下請負に関する（変更）届出について

本市発注工事において品質確保や安全確保のため下請け状況を把握するとともに、請負代金が本来支払われるべき下請負者並びに労働者に適正に配分されることを確認するため、下請負契約を締結した場合は、直ちに「下請負に関する（変更）届出」を提出してください。下請負契約を締結しない場合は、下請負者名の欄に「該当なし」と記入して提出してください。

3 施工体制台帳等の作成等について

建設業法に基づき、特定建設業者が元請となつて3000万円（建築一式工事については4500万円）以上の工事を下請けに出す場合には、下請けをはじめ施工に関わる全ての業者の名称、それぞれの工事の具体的な内容・工期・配置技術者等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くことが必要です（建設業法第24条の7第1項）。

なお、公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第

13条第1項)。

4 施工計画書の提出

大野城市建設執行規則第14条の規定により、契約金額が300万円を超える工事については、工程表とともに共通仕様書等に定めるところにより、工事の実施に必要な事項を記載した施工計画書を担当課に提出してください

5 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく様式

- 再生資源利用計画書（実施書）
- 再生資源利用促進計画書（実施書）

ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事については、その規模に応じて再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を作成することとされています。

該当する工事については、上記書類を作成のうえ、担当課へ提出してください。

ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事

		次のような建設資材を搬入する工事 (いずれかに該当する場合)	
再生資源利用計画書（実施書）	土砂		1000m ³ 以上
	砕石		500t以上
	加熱アスファルト混合物		200t以上
		次のような指定副産物を搬出する場合 (いずれかに該当する場合)	
再生資源利用促進計画書(実施書)	土砂		1000m ³ 以上
	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥 建設混合廃棄物		合計200t以上

6 コリンズ・テクリスの登録について

工事請負契約で500万円以上については、工事实績情報システム（コリンズ）にまた、業務委託契約で100万円以上については測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に登録し、「カルテ受領書」の写しを担当課に提出してください。

6-1 コリンズの登録手順

コリンズに登録するタイミングは、工事受注時と工事竣工時の2回あります。また、工事の契約内容に変更が生じた場合や、技術者の配置変更を行った場合に行う途中変更時登録があります。それぞれについて、ここで述べる登録手順を参考にして下さい。（注：請負金額2500万円未満500万円以上の工事は受注時登録のみ（完了時登録も可能です。））

- ① 工事实績データをコリンズに登録するためには、コリンズ入力システムが必要となります。入力システムはコリンズの登録のたびに購入する必要はありません。
- ② コリンズ入力システムをパソコンで起動させて、工事カルテのデータを入力します。
- ③ 入力が終わりましたら、工事カルテをプリンターで印刷します。
- ④ 工事カルテを発注者に持ち込み、発注者のチェックを受けます。
- ⑤ 発注者のチェックが終わりましたら、再びコリンズ入力システムを起動させて、工事カルテを今度はフロッピーディスク（FD）に書き込みます。
- ⑥ 工事カルテの登録願いを印刷し、⑤のFDと一緒に九州地方センターに送付します。
- ⑦ 工事实績データがコリンズに正しく登録されると、日本建設情報総合センター（JACIC）より「工事カルテ受領書」が発行されます。「工事カルテ受領書」をコピーしたものを発注者に提出して下さい。「工事カルテ受領書」（正）は自社で保管して下さい。